平成２７年（フ）第２１２４号
大阪府守口市八雲西町２丁目22番２号、前住所大阪府守口市八雲北町３丁目１番３―203号
債務者　髙橋　英男
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３０号
北海道旭川市秋月３条２丁目11番12号　ビッグドエル203号
債務者　尾崎冨士夫
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
北海道旭川市東光８条４丁目３番２号　富マンション103号室
債務者　秋山　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３４号
北海道富良野市北の峰町12番８号　サングリーン２号館２階212号室
債務者　長久　亜希
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１９号
栃木県下野市上大領304番地18
債務者　小平　則子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２０号
栃木県宇都宮市高砂町４番２号
債務者　吉野　雄樹
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４号
岡山市南区若葉町27―14アトラスハイツ２―１、住民票上の住所岡山市南区浦安本町94番地14県営住宅２―105
債務者　大西　真子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
大分県中津市中央町２丁目９番11号
債務者　福田　美佳
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月17日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第８１３号
神奈川県茅ヶ崎市中島1379番地２―Ｃ―301号ベルパーク湘南茅ヶ崎
債務者　木村　洋子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２３２８号
札幌市白石区本通３丁目南６番11号　コーポ河谷Ｂ―21
破産者　光澤田美子（旧姓黒川）
1　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
2　一般調査期日　平成27年８月17日午前11時
平成27年６月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９８号
大阪府寝屋川市讃良西町６番23号
破産者　伸光生コンクリート工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年７月８日まで
2　一般調査期日　平成27年９月10日午前11時
平成27年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１９号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目809番地　エルパティオ滝ノ水205号、開始決定時の住所名古屋市緑区篭山３丁目113番地
破産者　山本　政樹
1　破産債権の届出期間　平成27年７月10日まで
2　一般調査期日　平成27年９月10日午前10時45分
平成27年６月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０２号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目15番16号　リトルパレス鶴見303
破産者　平山　祐子
1　破産債権の届出期間　平成27年７月13日まで
2　一般調査期日　平成27年９月15日午前10時
平成27年６月11日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０８号
埼玉県入間市大字小谷田1666―４　ガーデンハイツ入間502号室、開始決定時の住所埼玉県入間市大字仏子1495番地43
破産者　浅見　博史
1　破産債権の届出期間　平成27年７月22日まで
2　一般調査期日　平成27年９月２日午後３時20分
平成27年６月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３５０号
函館市杉並町23番10号、開始決定時の住所函館市杉並町９番３号
破産者　鈴木　　正
1　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
2　一般調査期日　平成27年９月７日午前10時
平成27年６月11日　　函館地方裁判所

破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第８３１６号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目25番８号　エコプレイス新宿411
破産者　株式会社太陽三孫商店
特別調査期日　平成27年７月27日午後２時30分
平成27年６月11日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第３７４０号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目５番23号
破産者　中山　外茂
1　期日　平成27年７月21日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部